

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件（※赤字の部分が初任者研修・基礎研修の申込条件年数です）

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数 () 内は初任者研修・基礎研修申込条件年数			
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示ーイ(1)(一)〕	a 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	注) 国家資格等による業務に 通算3年以上従事している者		③ 5年以上 (3年以上)	
		b 児童相談所、更生相談所(身体・知的)、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者				
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者				
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者				
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者				
		f 病院・診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 上記a～eの従事者及び従業者としての期間が1年以上 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者(介護福祉士含む) (4) ※1(国家資格)を有する者				
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示ーイ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、及び病院又は診療所の病室であって療養病床に係る従業者		① 3年以上 (1年以上)	② 5年以上 (3年以上)	④ 8年以上 (6年以上)
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業に従事する者				
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者				
		d 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所の従業者				
		e 特別支援学校等の従業者				
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士、**公認心理士**のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
(1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
(2) 保育士、
(3) 児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員
(4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者(介護福祉士含む)

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件（※赤字の部分が初任者研修・基礎研修の申込条件年数です）

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数 （下記の年数のうち、老人福祉施設・病院又は診療所の療養病床、特例子会社/助成金受給事業所以外での実務経験が3年以上）		
			○ 内は初任者研修・基礎研修申込条件年数		
			国家資格者 ※1	有資格者 ※3	それ以外の者
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示－イ(1)(一)〕	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従業者 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所（身体・知的）、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 (3) 障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター等において相談支援の業務に従事する者 (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 (5) 学校において相談支援の業務に従事する者（大学を除く） (6) 病院若しくは診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 上記1～5の従事者及び従業者としての期間が1年以上 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者（介護福祉士含む） (4) ※1（国家資格）を有する者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	注）国家資格等による業務に 通算5年以上従事している者による	③ 5年以上 (3年以上)	
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導務 〔告示－イ(1)(二)〕	(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、及び病院又は診療所の病室であって療養病床に係るもの、その他これらに準ずる施設の従業者 (2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者 (3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者 (4) 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所の従業者 (5) 学校等の従業者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			① 3年以上 (1年以上)

※ 1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者(介護福祉士含む)